

～民法（債権法）の改正と税務への影響～

民法（債権法）改正の概要

平成 29 年 5 月 26 日「民法の一部を改正する法律」が成立し、同年 6 月 2 日に公布されました。この改正民法は令和 2 年 4 月 1 日から施行されます（一部規定を除く）。

現行の民法は明治 29 年に制定されて以来、約 120 年間にわたって実質的な見直しがされることなく適用されてきました。

今回の改正では「約 120 年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正」「現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを条文上に明確化」という観点で改正がなされることとなりました。

税務への影響

税法は民法を中心とする私法によって規定される法律関係を前提に適用されるものです。税法においては、民法で登場する概念について税法が独自に定義していない場合、原則として民法と同じ概念として理解することが一般的です（借用概念といいます）。

従って、民法改正が税法の考え方にも今後影響を与えられるものと考えられます。

また、今回の改正の中心は債権部分の改正ですので、税法上所得をいつ認識するかについても大きく関わってくる部分でもあり、改正のポイントを押さえていくことが重要となります。

重要な実質改正事項

法務省において特に重要な実質改正事項とされているのは、下記の 5 項目です。

1. 消滅時効に関する見直し
2. 法定利率に関する見直し
3. 保証に関する見直し
4. 債権譲渡に関する見直し
5. 約款（定型約款）に関する規定の新設

具体的項目

重要な実質改正事項とされている項目は具体的には次の通り改正されることとなります。

1. 消滅時効に関する見直し

- ① 消滅時効とは

消滅時効とは債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。

- ② 改正のポイント

時効期間が下記の通りシンプルに統一されることとなりました。

【改正前】

	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など	税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商事	権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権（判例上10年）

【改正後】

	起算点	時効期間
原則	知った時から	5年
	権利を行使することができる時から	10年

[出典：法務省民事局「民法（債権関係）の改正に関する説明資料－重要な実質改正事項－」より]

③ 税務への影響

法人税法基本通達9-6-3では事実上の債権の貸倒れの損金算入について定めています。この通達では、取引停止から1年の経過で売掛債権の貸倒れ処理を認めておりますが、これが認められているのは改正前の2年の時効期間があることも理由の一つとして考えられます。しかし今回の改正により2年の時効期間が廃止されるため今後上記通達9-6-3の取り扱いにも影響が生じる可能性があります。

2. 法定利率に関する見直し

① 法定利率とは

法定利率とは、利息を払う場合において税率につき別段の合意がない場合に用いられる税率です。具体的には、損害賠償を請求する場合や法的紛争に伴う金銭を請求する場合に用いられます。

② 改正のポイント

法定利率について改正前は民事5%商事6%と決められておりましたが、昨今の低金利状態の現状を鑑み下記の通り改正されました。

■ 法定利率の引下げ

- ・ 法定利率は施行時に年3%とする

■ 緩やかな変動制の導入

- ・ 法定利率を市中の金利の変動に合わせて緩やかに上下させる変動制の導入
- ・ 3年ごとに法定利率の見直しをする

■ 商事法定利率の廃止

- ・ 商行為によって生じた債務についても、民法に規定する法定利率を適用する

③ 税務への影響

法定利息が発生する場合において、利息を免除することになると収受しない法人には寄附金課税、支出を免れた場合には免除益が発生します。

法律改正前においては、民事5%、商事6%と一律に考えることができましたが、今後は3年おきに法定利率が変動していく可能性があるためどの時点での法定利率をとるべきかについてあらかじめ検討しておく必要があります。

3. 保証に関する見直し

① 保証、根保証とは

保証とは主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払をすべき義務のことをいいます。

通常の保証は契約時に特定している債務の保証であり、根保証とは将来発生する不特定の債務の保証をいいます。

② 改正のポイント

- ・極度額の定めのない個人の根保証契約は無効

個人が根保証契約を締結する場合には、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

- ・公証人による保証意思確認の手続を新設

個人が事業用融資の保証人になろうとする場合について、公証人による保証意思確認の手続を新設しました。この手続を経ないでした保証契約は無効となります。

③ 税務への影響

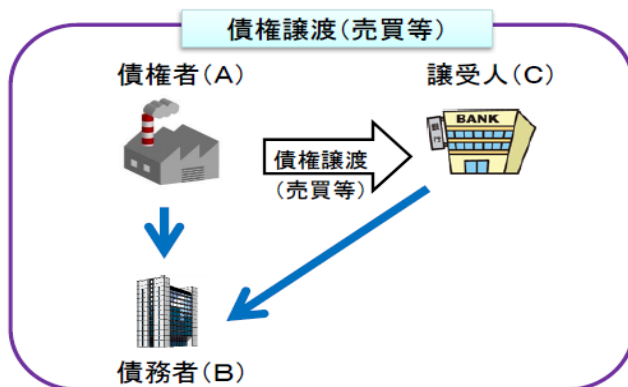
保証債務を履行し求償権を取得した保証人（対象の会社の取締役や大株主でもない個人事業主）がその会社の倒産を契機に求償権の貸倒れを必要経費に計上するには、その求償権が債権として生じていたという事実が必要です。従って以下のことを準備しておく必要があります。

- ・保証契約締結前の1か月以内に「保証債務を履行する意思」を公正証書で明示しておく
- ・保証契約の締結が自らの「事業の遂行上生じた」事を税務署に立証できるようにしておく

4. 債権譲渡に関する見直し

① 債権譲渡とは

債権譲渡とは、債権者Aの債務者Bに対する債権について、A C間の売買などにより、その債権を新たな債権者Cに移転することです。



② 改正のポイント

- ・債権の譲渡制限特約の効力の見直し

譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力は妨げられないこととなりました（ただし、預貯金債権は除外）。

- ・将来債権の譲渡が可能であることを明らかにする規定の新設

債権が発生する前に、その債権を譲渡することが出来るように明文化されました。

③ 税務への影響

上記改正においては、金銭債権の譲渡の性質自体に変更はありませんので、税務への取扱いには変更はないと思われます。

また、将来債権に関しても従来から取扱を判例で認められているものであるため、改正後も影響はないものと思われます。

5. 約款（定型約款）に関する規定の新設

① 約款とは

約款とは大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のために作成された定型的な内容の取引条項をいいます。

② 改正のポイント

今回の民法の改正では「定型約款」という新しい概念が作り出されました。さらに「定型約款」を、ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」と定義した上、この定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体と定義しました。

③ 税務への影響

改正民法により、定型約款に関する規定が新設されたことによって定型約款による契約の効力や定型約款の変更が容易になることが予想されております。

しかし、法的には契約の効力などが問題となりうる場合においても、当事者間でそれが有効なものとして取り扱われている限り、税務上も有効なものとして取り扱うこととされておりますので、定型約款に関する規定が新設されたことが税務上の取扱いに影響を及ぼすことがほとんどないものと考えられます。

以上、民法（債権法）に関する改正のうち重要な実質的改正事項とされる項目についてご紹介しましたが、今回の改正はその他の項目についても多岐にわたっておりますので、ご不明な部分や疑問点等についてはお気軽にご相談下さい。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>